資　料　2

令和２年（2020 年）４月

横須賀市地球温暖化対策地域協議会の書面会議の方法について（案）

横須賀市地球温暖化対策地域協議会規約第 11 条の規定により、理事会は会長が招集し、理事の２分の１以上の出席をもって開催することとしているが、やむを得ない理由により~~緊急又はその他非常事態であり~~会議を開催することが困難であると会長が認めるときは、書面で各理事の意見等を聴取できるとともに、理事会の議決に代えることができるものとする。

また、同規約第 12 条に規定する総会についても同様とする。~~に、書面で各正会員の意見を聴取できるとともに、総会の議決に代えることができるものとする。~~

なお、当該実施方法は、同規約第 20 条に基づき定めるものとする。

■　書面会議の具体的な実施方法

（１）意見等の返信期日を定めて、会議資料~~議案書、書面表決書及び参考資料~~等を理事又は正会員に送付する。

（２）理事会は期日内に理事の２分の１以上から返信があった場合、~~また、~~総会は期日内に正会員からの返信があった場合、~~により~~会議が開催されたものとし、返信があった者を出席者とする。

（３）書面表決を必要とする場合は、会員名を記入し、一議案ごとに賛成又は反対を明らかにするように実施する。~~し、表決者の署名又は記名捺印がないものは無効とする。~~

（４）議決は、会議に出席した理事又は正会員の過半数の同意をもって行い、これをもって決議したものとみなす。なお、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（５）会議終了後、事務局は議事録（~~各理事又は各正会員の~~表決内容及び意見等の記録）を作成し、会長は理事又は正会員に報告する。

資　料　2

令和２年（2020 年）４月

横須賀市地球温暖化対策地域協議会の書面会議の方法について（案）

横須賀市地球温暖化対策地域協議会規約第 11 条の規定により、理事会は会長が招集し、理事の２分の１以上の出席をもって開催することとしているが、やむを得ない理由により会議を開催することが困難であると会長が認めるときは、書面で各理事の意見等を聴取できるとともに、理事会の議決に代えることができるものとする。

また、同規約第 12 条に規定する総会についても同様とする。

なお、当該実施方法は、同規約第 20 条に基づき定めるものとする。

■　書面会議の具体的な実施方法

（１）意見等の返信期日を定めて、会議資料等を理事又は正会員に送付する。

（２）理事会は期日内に理事の２分の１以上から返信があった場合、総会は期日内に正会員からの返信があった場合、会議が開催されたものとし、返信があった者を出席者とする。

（３）書面表決を必要とする場合は、会員名を記入し、一議案ごとに賛成又は反対を明らかにするように実施する。

（４）議決は、会議に出席した理事又は正会員の過半数の同意をもって行い、これをもって決議したものとみなす。なお、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（５）会議終了後、事務局は議事録（表決内容及び意見等の記録）を作成し、会長は理事又は正会員に報告する。